

整理番号	19-9	事務事業名	(高齢サービス事業) 移送サービス事業	作成部署	保健福祉部福祉課	電話	内線805
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 上村 弘志	課長職名	小西 洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H14	根拠法令等	北広島市移送サービス事業実施要綱				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	北広島市高齢者保健福祉計画の策定段階で市民を対象に行った利用意向調査でニーズが高いこと、また福祉施設がボランティア的に実施していたことから、医療機関への移送及び障がい者がサービスを受ける際に必要となる公共判定機関への移送に係るサービスを開始した。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち (第1章)
	節	高齢者福祉 (第5節)
	施策	在宅福祉サービスの拡充 (第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	一般の交通機関を利用することが困難な在宅の身体障害者・児及び高齢者(下肢又は体幹機能の重度の障害、要介護4又は要介護5の認定を受けた方)
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	身体的及び精神的負担の軽減を図るため、医療機関及び障害者の判定機関への移動手段を提供する。
手段(ここから活動指標を導きます)	16年度まで	医療機関への通院・入退院及び障害者が施設入所や補装具交付等の判定を受けるための公共機関への通所を対象に、年24回まで利用できる。利用者は事前に市へ利用券の交付を申請し、実際の利用にあたっては市の契約事業所へ利用者が直接申し込む。契約事業所は、移送用車両で利用者宅と目的地の間の送迎を行う。(平成14年11月から委託により事業を開始)平成16年度から回数制限を撤廃した。
	17年度	平成17年度は利用券を廃止。今年度末までにNPO法人が行う福祉有償運送等を実施するために地方自治体が主宰する運営協議会の協議を経ることが国土交通省から示されており、運営協議会の設置が急務である。(9月末協議会開催予定)

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	2,939	4,440		
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	996	1,747	7,632	7,974
	合計	3,935	6,187	7,632	7,974
人件費(概算)	人数(年間)		0.03	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,235	9,000	9,000	9,000
	= ×	0	270	450	450
総事業費 +		3,935	6,457	8,082	8,424

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	利用実人数	73人	66人	95人	100人
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	利用回数(年間1人平均)	11.1回	23.2回	20回	20回
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1回あたりコスト	4,856円	4,216円	4,253円	4,212円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等
 高齢化が進展していくなかで、介護保険制度及び支援費制度の安定的な運営のためにも、在宅での自立生活を継続していくための施策はますます重要な役割を果たすことになる。差異はあるものの、他の市町村でもその多くで行われているサービスである。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	高齢者や障がい者が在宅で自立生活を継続していくための支援は行政が関与すべきであり、在宅での自立生活には必要な事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	北広島市高齢者保健福祉計画の策定段階で市民への調査を実施してニーズを把握し、市民や保健福祉・医療関係者が参加した「計画策定懇談会」で議論のうえ、計画に掲げている。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	委託により実施しており、他の手段も考えにくい。なお、対象者及び移送先についてはかなり限定的なサービスとしており、この拡大を含めた検討が必要である。	一般の交通機関を利用できない方のためのサービスであるため平成16年度より24回の制限を撤廃した。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	自己負担を導入しており、制度開始から期間を経過していないことから、当面は現行の金額のままとする。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	平成15年度になってから利用者が急増しており、一般の交通機関を利用できない方が対象であることから、成果としてもあがっているものと考えられる。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	可能なものは委託をしており、コスト削減は現状では考えにくい。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法等を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	一般の交通機関が利用できない方に対する移送用車両を使っ ての移動・外出手段の確保であるため有効な事業であり、今後運営協議会での協議も踏まえ、移送サービスの拡大や事業の充実を図りながら継続していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	現在、下肢又は体幹機能の重度の障害、要介護4又は要介護5の認定を受けた方の通院のみを対象としており、通院以外の利用については、今後検討することとする。